

大友雅義氏に関する意見書

医療法人社団 百合樹会 かさはらLクリニック
院長 精神科医師 笠原 英 樹

・意見作成人の略歴

- ・1988年3月秋田大学医学部を卒業。宮城厚生協会に入職し坂総合病院等において救急医学、内科、外科の初期研修を受ける。この間選択研修として仙台錦町診療所産業医学センター広瀬俊雄先生の下で産業医学を学ぶ。
- ・1992年4月東北大学医学部神経科精神科教室に入局、佐藤光源教授に従事する。
- ・1996年6月精神科単科病院である国見台病院に勤務。
- ・1999年5月精神科クリニックを開業、現在に至る。

- ・1997年4月精神保健指定医の資格を取得。
現在、仙台市医療扶助審議会委員。仙台市教育委員会教職員のための心の相談医。
仙台市教育委員会健康相談活動支援体制検討委員会委員。仙台市太白区保健福祉センター嘱託医。

・はじめに

平成10年8月24日に自殺死亡された大友雅義教諭(当時)に関する公務災害認定請求書および、付する資料と対する公務災認定通知書、弁明書を読ませていただき精神科医の立場としてその判断に疑問を感じたがゆえ、この機会に意見を述べさせていただきますことご理解願いたい。

・関係資料を読んで

亡くなる前日の夜、「かなり疲れているなあ」「運営(レセプション)もうまくいかなかった」「二次会の会計の時、みんながエレベーターに乗って、ひとりになってしまっ
て」「明日、朝一番でCDを取りに行かなくてはならない」「一時間おきに目が覚めて、よく眠れない」という、奥さんとのやり取りから、疲労や自責の念、孤独感、焦燥感、不眠、を感じる事ができ、そしてまもなく自殺にまで至ったことを省みると、被災者のその時の精神状態はかなり疲れていただろうと、そして、精神的過労による鬱状態になったがゆえの自殺だったと思えた。

では、それでは被災者は、何が原因でいつごろからそうなったのか、資料の中か

ら、本人の病状に関係すると思われる主観的要素と、客観的要素を検討し、一般の人ならば通常考えられる相当な因果関係がみられるかどうか分析してみた。

(主観的要素...本人の訴えなど)

7月上旬: 「朝早く起きれない」「疲れやすい」

7月中旬: 「食欲がない」「全中の仕事が集中しているので大変だ」

「ちょっと疲れているから、一步、引いてもいいですか」

生徒会の仕事の軽減を訴える

7月下旬: 「不眠が続いている」「M先生、疲れた - 」「段取りが今ひとつなんです」

8月上旬: 「決断できない」「いらいらする」「ここんところちょっと毎日遅いです」

「う - ん。実は今けっこうきついです」「いやあ、そうもいかないんで」

少し、手を抜かないと、と言う同僚の言葉に対して

「こんな生活(夜遅くまで)していたらいつか過労死してしまうよな」

「こんなことで全中できんのかや」「あまり眠れない」

お盆過ぎ: 「このところ毎日11時、12時で、家にも寝に帰っているようなものです」

「すみません。今腹の調子が悪くて、今度お願いします」

焼肉でもおごるか、と言う同僚の誘いに対して

(客観的要素)

- 主な職務内容 -

・中学1年クラス担任、英語担当、免許外で社会科担当

・生徒会指導主任(5月30日生徒総会開催、資料作成指導。7月7日体育祭、その準備と実施要綱作成。9月19日、20日文化祭、実行委員。生徒会活動計画の作成)

・バドミントン部顧問(6月12～15日、市中総体 女子バドミントン部団体優勝)

・県バドミントン部副委員長(7月24～25日、バドミントン県中学校総合体育大会)

・全国中学校バドミントン大会総務部長(8月22日～25日、全国バドミントン大会、準備運営かつ業務必携の作成 7月下旬作成開始～8月中旬完成)

- 本人の状態(他人から見て) -

県大会終了後7月下旬

毎晩、遅くまで仕事。バドミントン部会の同僚の先生から他の同僚の先

生へのメモ

(大友先生疲れているのでよろしく。AM1時)

同僚A先生の話:忙しくとても疲れている様子だった。

8月上旬:元気がない、ぼんやりしている。他の人と話をしなくなった。

10時過ぎの帰宅が多くなり、帰宅後も仕事をし途中でソファで横になり、そのままとなることが多々あった。

8月19日(ホテルでの連泊前夜)

午前1時頃帰宅、なかなか寝付けない様子で、何度も寝返りを打っていた。

翌朝、早く目覚める。食欲がなく、朝食を食べず出勤。

8月23日午後5時頃、電話にて

かなり忙しい様子で、とても疲れている感じ。

午後10時30分頃、自宅に電話

力ない淋しそうな内容で、音声や語り口にとっても暗いものを感じた。

- 労働実態 -

4月 休み、4日間

5月 休み、4日間

6月 休み、3日間

帰宅時刻、午後5時(1回) 6時(4) 7時(2) 8時(13) 9時(3)

6月12～15日 市中総体

7月 休み、2日間

帰宅時刻、午後5時(2回) 6時(1) 7時(2) 8時(4) 8時半(7)

9時(3) 10時(3)

7月18日 終業式

7月24～25日 バドミントン県中総体 全中業務必携作成開始

8月 休み、2日間(お盆)

帰宅時刻 午後6時(1) 8時(2) 9時(5) 9時半(1) 10時(1)

10時半(2) 11時(4) 午前0時(1) 1時(1)

大会準備、部活、8月22日開会式、23日大会第1日、レセプション

(勤務時間) 7月20日～26日 75時間

7月27日～8月2日 91時間

8月 3日～9日 96時間

8月10日～17日 65時間半

8月17日～23日 90時間

帰宅後も仕事。

- 大会でのエピソード -

- ・監督会議の時、トーナメントのくじ引きや練習会場についてクレームあり。
- ・段取りがうまくいかず、朝に昼食券を配ることができなかった。
- ・レセプションの席上、来賓の方の名前の間違いがあった。

- 本人の性格 -

- ・誠実で思いやりのある人柄で、同僚の信頼も高い。生徒からも敬愛されていた。
- ・生徒会の担当として、生徒全体を動かす中心的存在。
- ・バドミントンの特技とし、部活で指導 - 市中体連で団体優勝。
- ・職務に対して手抜きせず最後までする。
- ・家庭においても、奥さん思いで、子煩悩。

以上のような被災者に関するデータから判断できることは、まず、本人の主観的要素より、7月上旬から精神的疲労が見えてきたことをうかがい知ることができ、そして、中旬、下旬と、より疲労感を訴え、8月上旬の内容からは、かなり精神的に疲れていたことを感じる。このことは、その頃の、客観面での本人の状態からも同様にうかがい知ることができる。おそらく、大会直前には、大会責任の重圧の中で精神疲労が極限に達していたと想像できる。そして、大会中には、ミスが生じる。これは精神的疲労のため集中力や判断力が低下し、うまく配慮できない状態だったからだと考えられる。さらに、これらのミスに対して申し訳がないと言う自責の念を強く感じてしまう。その結果、自ら死を選んでしまったのだと思える。

それでは、そこまで被災者の精神を疲労させた原因はどこにあったのであろうか。

資料上、これまで精神科疾患にかかったことはないようであり、当時も精神科に通院はしていない。また、性格的にも、誠実で信頼もあり、仕事もきちんとなし、スポーツマンでもあり、一般的に鬱的タイプといわれている、几帳面で神経質で内向的でうまく気分転換ができない、と言った性格ではなく、被災者個人に関する精神的脆弱性は感じられない。

他方、ストレス要因と考えられる、仕事の内容について注目してみると、まず7月、8月と休日が2日しか取れてない上(8月はお盆のみ)、6月よりしだいに帰宅時刻も遅くなり、8月には深夜帰りも見られる。その上さらに自宅でも仕事をしていた様子である。しかもこのような労働時間の問題だけではなく、この間、生徒会担当として、7月の体育祭に関わり、またバドミントン部顧問として6月の市中体連では、団体優勝に導き、7月の県大会の運営、そして役員として8月の全中に向けて準備、運営、と次々と

重責が重なる状況であった。

もし、このような労働環境の中におかれれば、被災者だけではなく、一般の人たちも同様に肉体的のみならず精神的にもかなり疲れるだろうことは、多くの学校の先生が精神的に疲れ来院されている日頃の診療の状況からも十分に予測できる。今、被災者の経過を振り返った時、彼らと同様に過重な労働状況の下で精神的に疲れてきたのだと、強く感じ得るからだ。

したがって思うに、被災者は、各職務の重責、重圧、かつ長時間労働のもとで、7月上旬に精神疲労が出現し、7月下旬から8月上旬には、鬱の初期状態になっていたと考える。そして、全中に関する職務過重により、ますます精神疲労が進行し全中直前には、かなりの鬱状態だったと考えられる。

それゆえ、大会中においては、判断力や集中力がうまく働かず、ミスが生じ、まわりの言動や行動に対しても過剰に反応してしまい、強く自責を感じ、このような結果に至ったと判断する。

以上が私の見解である。

ところが、公務災害認定通知書および弁明書はこのような判断ではなく、以下のような判断を示している。

まず、被災者が6月下旬には、すでに鬱状態であったと断定している。これが第一点。

そして、それゆえに7月、8月は通常の仕事さえ負担となり、その結果ますます精神の疲労がすすんだので、過重な職務状況によるものではなく、また、そのような状況でもなかった、としている。これが第二点。

そして、被災者が6月下旬に鬱状態だった原因は、職務状況に問題があったのではなく、本人の鬱病になりやすい性格にあったとし、本人自身に問題があったからだとして判断している。これが第三点。

このような見解に対しては、私は、強い疑問を感じざるを得ない。

第一点である。被災者が6月にすでに鬱状態であったとする点であるが、彼自身の訴えや、職務状況から7月上旬に精神的疲れが見え始めるものの鬱状態だったとは感じられない。ましてや、6月下旬に鬱状態だったことを感じさせる本人の訴えや客観的事実を見出すことはできない。唯一、請求者(妻)から6月下旬頃から精神的疲労がみられた、と回答があるが鬱状態だったとする根拠には乏しい。しかも、もし6月下旬に鬱状態だったとしたら、その後7月、8月と体育祭、クラブの指導、市中体連、県大会、全中の準備等の次々と重なる職務をきちんとこなすことはできなかつたはずである。7月にはとうに仕事はできなくなっていたと考えられるからである。しかし、少なくとも7月までは、激務の中、疲れながらも、仕事をこなしていたことは明らかである。このような、被災者の客観的経過から見ても6月下旬には鬱状態だったとすることに疑問を感じる。

次に、第二点。7月、8月は、通常の仕事量としている点であるが、私の上記の見解で述べたように、この時期は重責が重なっており、それに伴い休みもほとんどなく、仕事が深夜にまでなることもあり、このような状況下においては、誰でもが精神的、身体的疲労状態になりえるのではないであろうか。それだけの過重な状況だったのであり、決して普通の状況ではなかったことは明らかではないだろうか。

第三点、被災者の鬱状態が個人の性格に起因しているとする点について。被災者に対する評価や活動状況から分析できることは、誠実で活動的でスポーツマンといった、明るく外向的性格と考えられ、神経質で内向的でストレスに弱いタイプをうかがわせる要素を感じることはできない。もし、彼が、そのような鬱になりやすいタイプだったとすれば、これまでも精神的エピソードがあったはずである。今回が初めてだったとは考えられない。報告書自らが述べているように通常の仕事でさえこなせなくなるわけであるから。しかし、被災者には、精神的既往歴は見当たらない。むしろ激務の中、直前まで仕事をこなしていたことは明らかであり、精神的に弱い性格とすることは妥当ではないと考える。それゆえ弱い性格だったのだから被災者個人に原因があったのだという通知書の結論づけに対しては合理性が無く問題があると考えられる。

このように、通知書および弁明書における、被災者が6月下旬にはすでに鬱状態でありそれゆえそれ以降は通常の勤務も耐えられる状態ではなかったとし、その結果、自殺に至ったのだと、そして6月下旬、鬱状態になっていた原因は被災者の性格に問題があったとする見解には私は大きな疑問を感じる。

これまで述べてきたように、被災者自身にはストレスに弱く鬱病になりやすいとされる精神的脆弱性を感じることはできない。むしろ、6月以降の生活状況において激務が続きその中で、精神的に疲労してきたと考えることに相当性があるのではないのか。その中で7月下旬から8月上旬頃に鬱状態となり、そのために8月中旬から始まった全中では判断力が低下しミスを生じ、そのことに対して職責ある立場として、まわりに対して申し訳がないといった自責の念を強く感じるようになり、その結果、自殺に至った、と考える。以上のことを審査会でご理解され、本件が職務上に起因する精神疲労によるものだったと、認定されることをここに要望する。